

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続財産の譲渡

Q：昨年父がなくなりました。私は、相続した土地を売却して相続税を支払いましたがこの他にも所得税がかかると聞きましたが本当ですか。

A：相続または遺贈によって取得した財産を一定期間内に譲渡した場合には、その人が支払った相続税のうち、譲渡した資産に対応する部分の金額は、その資産の取得費に加算して譲渡所得の金額を計算することができます。また、土地や借地権を譲渡した場合には、その相続又は遺贈によって取得したすべての土地と借地権に対応する部分の相続税が取得費に加算されます。

これは、相続税と所得税の負担の調整を図ることを目的として設けられた制度です。

この適用を受けるには、次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 相続または遺贈により財産を取得した人で相続税を支払った人であること。
- ② 譲渡した資産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入した財産であること。
- ③ 被相続人の死亡の日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡したものであること。
- ④ 譲渡所得に該当するものであること。

ご質問の場合、相続により取得した財産がその譲渡した土地だけであれば、あなたが納めた相続税に相当する金額は、すべてその土地の取得費に加算することができますので、その分所得税の負担が軽くなります。

